

青森県報

号外第二十一号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

目次

規 則

- 青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……一
- 青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(県民生活課) ……二
- 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……三
- 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こどもみらい課) ……三
- 青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営改善課) ……三
- 青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……三
- 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……四
- 青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則……………(消防保安課) ……四
- 青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……五

規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九号様式の表を次のように改める。

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則（昭和三十年四月青森県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の(一)中「二万四千五百円」を「二万五千三百円」に改め、同1の(二)中「一万五千六百円」を「一万五千五百円」に改め、同1の(三)中「一万五千二百円」を「一万五千円」に改め、同1の(四)中「一万四千七百円」を「一万四千八百円」に改め、同1の(五)中「一万五千六百円」を「一万五千五百円」に改め、同1の(六)中「二万六千三百円」を「二万六千五百円」に改め、同1の(八)中「二万四千六百円」を「二万四千八百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第二の一の1の(一)、(四)、(六)及び(八)の規定は、令和三年四月一日から適用する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の備考一の5中「第二百九十二条第一項第八号」を「第二百九十二条第一項第九号」に改める。

別表第二の備考一の4中「第二百九十二条第一項第八号」を「第二百九十二条第一

項第九号」に改め、同備考中三を削り、四を三とし、五を四とし、六を五とする。別表第三の備考中三を削り、四を三とし、五を四とし、六を五とし、七を六とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表第二号中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表第三号を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

青森県消防学校教育訓練規則（昭和三十五年五月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

初 任 教 育	を
初 任 教 育	を
初 任 教 育	を

「初任教育」を「初任総合教育」に改める。

第十条第一項中「初任教育」を「初任総合教育」に改める。

別表第一号を次のように改める。

一 消防職員に対する初任総合教育

初任教育		種 目	授業時間 (単位時間)
救 助 訓 練	倫 理	倫 理	五
	法 学 基 礎 ・ 消 防 法	法 学 基 礎 ・ 消 防 法	二十
	消 防 組 織 制 度	消 防 組 織 制 度	九
	服 務 と 勤 務	服 務 と 勤 務	二十八
	理 化 学	理 化 学	十
	小 計	小 計	七十二
	予 防 広 報	予 防 広 報	二十
	危 険 物	危 険 物	八
	消 防 用 設 備	消 防 用 設 備	十二
	査 察	査 察	二十七
	建 築	建 築	十
	安 全 管 理	安 全 管 理	十六
	特 殊 災 害 と 保 安	特 殊 災 害 と 保 安	十
	火 災 防 御	火 災 防 御	三十
	火 災 調 査	火 災 調 査	十五
防 災	防 災	二十三	
救 急	救 急	五十	
消 防 機 械 ・ ポ ンプ	消 防 機 械 ・ ポ ンプ	十	
小 計	小 計	二百三十一	
訓 練 礼 式	訓 練 礼 式	五十	
消 防 活 動 訓 練	消 防 活 動 訓 練	八十二	
小 計	小 計	四十五	

合 計	救 急 科						そ の 他				実 科 訓 練				
	計	実 習 及 び 行 事	特 殊 病 態 別 応 急 処 置	病 態 別 応 急 処 置	応 急 処 置 の 総 論	救 急 業 務 及 び 救 急 医 学 の 基 礎	計	小 行 事 そ の 他	選 択 研 修	実 務 研 修	小 計	体 育	消 防 活 動 応 用 訓 練	機 器 取 扱 訓 練	
															計
千五十	二百五十	三十五	二十五	六十七	七十三	五十	八百	百二十五	五十	四十	三十五	三百七十二	五十五	八十五	五十五

第三号様式中「初任教育」を「初任総合教育」に改める。
附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。
附 則
別表第一中「青森県立中里高等学校」、「青森県立五戸高等学校」、「青森県立田子高等学校」、「青森県立黒石商業高等学校」及び「青森県板柳警察署」を削る。
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円